

大口町砂利採取行為審査会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大口町砂利採取行為に関する指導要綱（昭和63年大口町告示第41号）第5条第2項の規定に基づき、大口町砂利採取行為審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会の組織は、次のとおりとする。

委員長	副町長
副委員長	建設部長
委員	総務部長
	地域協働部長
	まちづくり部長
	健康福祉部長
	生涯教育部長
	行政課長
	町民安全課長
	企業支援課長
	まちづくり推進課長
	環境対策室長
	福祉こども課長
	建設課長
	学校教育課長

(委員長)

第3条 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 審査会は、過半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、審査会に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、建設部維持管理課において処理する。

(その他必要事項)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則 (昭和63年12月8日 大口町訓令第8号)

この訓令は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則 (平成2年4月27日 大口町訓令第10号)

この訓令は、平成2年4月27日から施行し、改正後の大口町砂利採取行為審査会規程の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則 (平成5年6月24日 大口町訓令第35号)

この訓令は、平成5年6月24日から施行する。

附 則 (平成9年3月26日 大口町訓令第24号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日 大口町訓令第16号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日 大口町訓令第4号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月30日 大口町訓令第9号)

この規程は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日 大口町訓令第8号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日 大口町訓令第38号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日 大口町訓令第7号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日 大口町訓令第4号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日 大口町訓令第10号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日 大口町訓令第13号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。